

第4次斑鳩町男女共同参画推進計画の策定について

趣旨

第3次斑鳩町男女共同参画推進計画「女と男が輝く未来計画」（以下、「現計画」）が令和7年度で計画期間が満了することから、令和8～17年度を計画期間とした次期計画を策定します。

策定にあたっての基本的な考え

現計画は男女共同参画社会基本法第14条第3項及び斑鳩町男女共同参画推進条例第9条に基づいて、斑鳩町の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定されており、次期計画においては下記の法律に基づく市町村基本計画を含むものとすると共に、本町における他の行政計画と連携します。

また、計画のテーマを実現するための「基本目標」と、それを実現するための「基本方針」、具体的な推進のための「基本施策」と「施策の内容」で構成します。

（次期計画の位置づけ）

- ① 男女共同参画社会基本法第14条第3項及び斑鳩町男女共同参画推進条例第9条に基づいて、斑鳩町の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定します。
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3に基づく、本町における基本計画を包含します。

- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条に基づく、本町における推進計画を包含します。
- ④ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）第8条に基づく、本町における基本計画を包含します。
- ⑤ 「第5次斑鳩町総合計画」を推進するための分野別計画で、子育て、保健、福祉、防災などに関する計画と連携し、それらを男女共同参画の視点で横断的にとらえる役割を果たします。

計画の位置づけ（イメージ図）

